茨城県よろず支援拠点ホームページ新規制作業務に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構が発注する「茨城県よろず支援拠点ホームページ新規制作業務」について、プロポーザル（提案）方式の実施に必要な事項を定めるものとする。

２　業務の内容

（１）委託業務内容

別添「茨城県よろず支援拠点ホームページ新規制作業務委託仕様書」のとおり

（２）委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

（３）委託契約上限額

４，２９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号又は第３号までの規定に該当する者でないこと。

４　プロポーザルの作成及び留意事項

（１）作成内容

プロポーザル（提案書）（様式第２号）のとおりとし、Ａ４版で作成すること。

※枚数の制限は特に設けない。

（２）作成に当たっての留意事項

ア　実施方針及び実施計画等

委託業務実施に係る方針、内容及び計画（スケジュールを含む。）等について、具体的に記載すること。

イ　企画概要

全体像の企画概要等について、具体的に記載すること。

なお、当プロポーザルにおける企画概要は、プロポーザル提出者の企画力等を判断するために行うものであり、採用された事業者における企画概要をそのまま実施するものではない。

ウ　実施体制

事業者内における委託業務の実施体制や実施予定者等を具体的に記載すること。

なお、実施予定者については、その者の担当業務、所属・役職、類似業務の経験等を記載すること。

エ　セキュリティ対策

外部からの攻撃を防御するセキュリティ対策、攻撃を受けた後の対応等について具体的に記載すること。

オ　同種及び類似事業の実績

国及び県等の同種及び類似事業の実施実績等について、実施年、発注者、事業内容等について具体的に記載すること（過去５年間まで）。

カ　経済性の確保

業務実施費用として、「ホームページ制作費」及び「保守管理費」のそれぞれの詳細を記した見積書を提出すること。

キ　その他（自社の特徴等）

プロポーザル実施要領、委託仕様書の記載事項を踏まえて、ア～カの項目を補足する自社の特徴（アピールポイント等）が有れば記載すること。

ク　会社概要

会社概要の分かるパンフレット・リーフレット等を提出すること。

5　プロポーザルの提出方法及びプレゼンテーション等

（1）提出方法

ア　プロポーザル提出書（様式第１号）　１部

イ　プロポーザル（提案書）（様式第２号）　１５部

（2）提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開二課（相談窓口担当）

（3）提出期限

令和７年７月１０日（木）午後５時（必着）

（4）プレゼンテーション

プロポーザル参加者は、提出したプロポーザル（提案書）に基づき、下記のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

ア　日時

令和７年７月１４日（月）　１３：００～１５：００

※１社あたり約３０分（時間は事前にご連絡します。）

イ　場所

茨城県産業会館２階中会議室（茨城県水戸市桜川２－２－３５）

ウ　内容

(ｱ) プレゼンテーション：提案した内容について、提案者が説明を行う。（約１０分間）

(ｲ) 質疑応答：提案者の説明が終了した後、委員等からの質疑に対応する。（約２０分間）

6　プロポーザル評価項目及び評価結果等

（1）プロポーザル評価項目

ア　実施方針及び実施計画等
イ　企画概要（企画力・企画内容の実現性）
ウ　実施体制
エ　セキュリティ対策
オ　同種及び類似事業の実績
カ　経済性の確保
キ　その他（自社の特徴等）

（２）プロポーザルの評価結果の通知

ア　提出されたプロポーザル（提案書）が採用された者に対しては、「採用通知書」により通知する。

イ　提出されたプロポーザル（提案書）が採用されなかった者に対しては、「不採用通知書」により通知する。

7　留意事項

（１）プロポーザル（提案書）の作成、提出に必要な費用、プレゼンテーションの交通費用等は、提出者の負担とする。

（２）プロポーザル（提案書）に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル（提案書）を無効とする。

（３）提出されたプロポーザル（提案書）は返却しない。

（４）プロポーザル（提案書）の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

8　問合せ先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構　グローバル展開二課（相談窓口担当）
〒310-0801
茨城県水戸市桜川２－２－35　茨城県産業会館９階
TEL　029-224-5339
FAX　029-227-2586
E-mail yorozu@iis-net.or.jp